

静岡市

移住・就業補助金 関係人口要件

のごあんない

静岡市企画課
令和7年4月

目次

1 主な関係人口居住前要件 P.1

① 特定非営利活動法人に在籍 P.2

② 静岡シチズンカレッジ こ・こ・に修了生 P.2

③ 中山間地域空き家情報バンク利用者 P.3

④ 移住体験ツアー等参加者 P.3

⑤ 静岡市内の大学等卒業 P.4

⑥ 静岡市内の企業等へ通勤 P.4

⑦ ふるさと納税制度を利用した静岡市への寄付 P.5

⑧ 静岡市内の企業にて副業 P.5

⑨ 静岡市青年等就農計画認定者 P.6

2 主な関係人口居住後要件 P.7

3 問合せ先 P.9

1 主な関係人口居住前要件

関係人口要件を利用した申請には、3つの要件に当てはまる必要があります。

移住就業支援金のごあんない
1の対象者

+

関係人口要件
居住前要件

+

関係人口要件
居住後要件

(1) 居住前要件

	主な要件	要件の詳細
①	特定非営利活動法人に在籍	市内の特定非営利活動法人の役員等として、移住前の直近5年間のうち2年以上在籍している者
②	静岡シチズンカレッジこ・こ・に修了生	移住前の直近5年間に「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」が開催する講座を修了した者
③	中山間地域空き家情報バンク利用者	移住前に 職員等による現地案内 など地域との交流等を行い、本市の空き家情報バンクを活用して、 住宅を購入又は賃借した者
④	移住体験ツアー等参加者	直近5年間（ただし、令和3年4月以降とする）に本市が主催する 移住体験ツアー等 に参加した者
⑤	静岡市内の大学等卒業	移住前の直近 10年間に市内の大学等 を卒業した者
⑥	静岡市内の企業等へ通勤	移住前の直近 1年以上、市内の企業等 に通勤している者
⑦	ふるさと納税制度を利用した静岡市への寄付	静岡市ふるさと納税制度により 移住前の直近5年間に2回以上本市に寄附した者 。 ※ 1年で複数回寄附した場合は1回とみなす
⑧	副業	移住前の直近5年間のうち3か月以上市内の事業所において副業をしている者
⑨	静岡市青年等就農計画認定者	青年等就農計画に係る市の認定 を受けており、かつ、申請日が青年等就農計画の有効期間内である者。

要件の詳細については個別ページにてご確認ください。

① 特定非営利活動法人に在籍

(1) 要件

市内の特定非営利活動法人の役員等※1として、転入をした日の前5年間のうち2年以上在籍している者

※1 市内に主たる事務所がある特定非営利活動人の役員、会員、職員を指します。

(2) 必要な書類

・ 特定非営利活動法人在籍証明書（関係人口用）

所定の様式を印刷し、所属している特定非営利活動法人に発行を依頼してください。

(3) 問い合わせ

市民自治推進課 054- 221-1372

② 静岡シチズンカレッジ こ・こ・に受講者

(1) 要件

- ・ 「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」が開催する講座を**転入前に修了**した者

(2) 必要な書類

・ 関係人口認定申請書

関係人口認定申請書に必要事項（住所・氏名・申請内容）を記載の上申込時に商業労政課へ提出ください。

その後、商業労政課から生涯学習推進課へ転送し、実績を確認し、認定させていただきます。

(3) 問い合わせ

生涯学習推進課 054-221-1207

③ 中山間地域空き家情報バンク利用者

(1) 要件

- ・移住前に本市の中山間地域空き家情報バンクを活用して、
住宅を購入又は賃借した者

(2) 必要な書類

・関係人口認定申請書

関係人口認定申請書に必要事項（住所・氏名・申請内容）を記載の上
申込時に商業労政課へ提出ください。

その後、商業労政課から中山間地振興課へ転送し、実績を確認し、
認定させていただきます。

(3) 問い合わせ

中山間地振興課 054-294-8805

④ 移住体験ツアー一等参加者

(1) 要件

転入をした日の前5年間に

本市が主催する**移住体験ツアー一等**（市長が当該補助金の対象として
認めるものに限る。）に参加した者

(2) 必要な書類

・関係人口認定申請書

関係人口認定申請書に必要事項（住所・氏名・申請内容）を記載の上
申込時に商業労政課へ提出ください。

その後、商業労政課から企画課へ転送し、実績を確認し、認定させてい
た
だきます。

(3) 問い合わせ

企画課 054-221-1240

⑤ 静岡市内の大学等卒業

(1) 要件

- ・ 転入をした日の前10年間に市内の大学等
(大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程) を卒業した者

(2) 必要な書類

- ・ 卒業証書のコピー
- ・ 卒業証明書

※ キャンパスの住所を卒業証明書の空欄に記載し、提出ください。

(3) 問い合わせ

企画課 054-221-1240

⑥ 静岡市内の企業等へ通勤

(1) 要件

転入をした日の前日まで連続して1年以上市内の企業等※2に通勤しており、
移住後も同じ企業等へ通勤する者

ただし、3親等以内の親族が代表者、取締役等の職にある法人への勤務を
除きます。

(2) 必要な書類

- ・ 通勤兼就業証明書 (関係人口用)

所定の様式を印刷し、通勤している企業等に発行を依頼してください。

※2 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等

(3) 問い合わせ

商業労政課 054-354-2312

⑦ ふるさと納税制度を利用した静岡市への寄付

(1) 要件

- ・ふるさと納税制度を利用して**転入をした日の前5年間に2回以上**本市に寄附した者。（NPO等指定寄附事業を含む）
ただし、1年で複数回寄附した場合は1回とみなします。

(2) 必要な書類

- ・寄附金受領証明書
- ・紛失した際は財政課へお問い合わせ下さい。

(3) 問い合わせ

財政課 054-221-1536

市民自治推進課 054-221-1372（NPO等指定寄附事業に関すること）

⑧ 静岡市内の企業にて副業

(1) 要件

移住前に3か月以上市内の事業所において副業・兼業をしており、移住後から申請時まで3か月以上の副業をしている者

(2) 必要な書類

- ・業務委託契約書

業務委託契約書のない契約については申請の対象外となります。

(3) 問い合わせ

商業労政課 054-354-2430

⑨ 静岡市青年等就農計画認定者

(1) 要件

青年等就農計画に係る市の認定を受けており、かつ、申請日が青年等就農計画の有効期間内である者

(2) 必要な書類

・ 関係人口認定申請書

関係人口認定申請書に必要事項（住所・氏名・申請内容）を記載の上
申込時に商業労政課へ提出ください。

その後、商業労政課から農業政策課へ転送し、実績を確認し、認定させていただきます。

・ 青年等就農計画認定書のコピー

(3) 問い合わせ

農業政策課 054-354-2085

2 主な関係人口居住後要件

(1) 居住後要件

主な要件	要件の詳細
新規就業 (農林水産業含む)	市内の就職先に週20時間以上の無期雇用契約で就業した者
新規就農 (居住前要件⑨の場合は除く)	市内で新規就農した者 ※3 農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構による農地賃貸借（使用貸借、売買）契約書を持っている者に限る
継続就業 (居住前要件⑥のみ)	⑥の者で、引き続き 同一の企業等で就業 する者
副業 (居住前要件⑧のみ)	⑧で通勤していた同一の企業等へ 引き続き就業する者
就農 (居住前要件⑨のみ)	⑨の者で、本市の認定を受けた 青年等就農計画に基づく農業経営をしている者

(2) 主な考え方

前述した関係人口居住前要件 ※5 を満たし、

下記に掲げた居住後要件を満たすものが本補助金の対象者となります。

※5 ⑥静岡市内の企業へ通勤、⑧副業・兼業、⑨静岡市青年等就農計画認定は居住後要件が決まっておりますので、後述する要件の対象外となります。

(3) 要件について

①新規就業

【主な要件】

静岡市内にある**企業等※6に週20時間以上の無期雇用契約を結び、就業**した者

※6 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等

(3親等以内の親族が代表者、取締役等の職にある法人を除く)

【必要な書類】

・就職証明書(関係人口用)

就職した企業等に依頼してください。

2 主な関係人口居住後要件

②新規就農

【主な要件】

新たに**新規就農**した者

- ・ 農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構による農地賃貸借（使用貸借、売買）契約書を持っている者に限る

【必要な書類】

- ・ 農地賃貸借（使用貸借、売買）契約書

3 問い合わせ先

問い合わせ内容		担当課	連絡先
制度全体		企画課	054-221-1240
居住前関係人口要件	①特定非営利活動法人に在籍	市民自治推進課	054-221-1372
	②静岡シチズンカレッジ こ・こ・に 修了生	生涯学習推進課	054-221-1207
	③中山間地域 空き家情報 バンク利用者	中山間地振興課	054-294-8805
	④移住体験 ツアー等参加者	企画課	054-221-1240
	⑤静岡市内の 大学等卒業	企画課	054-221-1240
	⑥静岡市内の 企業へ通勤	企画課	054-221-1240
	⑦ふるさと納税 制度を利用した 静岡市への寄付	財政課	054-221-1536
		市民自治推進課 (NPO)	054-221-1372
	⑧副業	企画課	054-221-1240
⑨静岡市青年等 就農計画認定者	農業政策課	054-354-2085	
要件 居住後 関係人口	新規就業	企画課	054-221-1240
	新規就農	農業政策課	054-354-2085